

平成27年4月23日

都道府県 理事長 各位
都道府県 審判委員長 各位

日本ソフトバレーボール連盟
審判規則委員会
委員長 糸原 雅彦

2015 年度版競技規則修正点解説

謹啓 皆様におかれましては、ご清祥のこととお慶び申し上げます。

日頃より当連盟の事業に対しまして御協力いただき心から感謝申し上げます。
さて、標記の件につきまして、多々ご質問が寄せられたことによりまして、解釈の統一のために下記のとおり解説いたしますので、貴下連盟内でご周知して頂きますようお願い申し上げます。

謹白

記

「主審が吹笛した場合、副審の追従によるハンドシグナルをなくした」

【解説】

副審による主審のハンドシグナルへの「追従」とは、主審の権限や責務において吹笛された反則において、主審のハンドシグナルに続くことです。

そのため、副審の責務において吹笛された反則では(P、64)

- ①副審が反則の種類の手シグナルを示す。
- ②反則したプレーヤーを示す。
- ③主審がサービスチームを示した後にサービスチームを示す。

これは、副審の責務による吹笛の責任として、主審の後であってもサービスチームを示す必要があります、これは、追従ではありません。